

以下の問題に答えなさい。

---

1. カッコ内に適語を入れなさい。

EUは、1993年11月に発効した（ ）に基づき設けられた。当時、EUは（ ）柱体制をとっており、2本目の柱の政策を（ ）と呼んだ。他方、1本目の柱を構成していたのは（ ）である。

現在のEUは（ ）条約体制による。これによって、（ ）は廃止され、EUに引き継がれた。

2. 2001年9月、米国で同時多発テロが発生した。このテロにはビン・ラディーンが関与しているとされ、国連（ ）は、すべての国に対し、ビン・ラディーン資金や財源を凍結することを義務づけた。この措置は、①外交・安全保障政策としての性質と、②資金凍結といった（ ）上の性質を持っている。なお、国ではなく、（ ）を制裁の対象にしている点で従来の制裁と異なっている。

前述したように、国連安保理はすべての国に制裁の実施を義務づけているが、EUは国ではない。しかし、EU（厳密にはEC）によって制裁が発動されることになった。これを理論的に説明しなさい。

EUの制裁は「第2の柱」と「第1の柱」の連携として行われるが、この点について説明しなさい。

ビン・ラディーンに対し制裁を発動するため、EU法（EC条約）は改正されることになったが、改正が必要とされた理由を説明しなさい。

3. EU 裁判所の審査権限について、第 1 の柱と第 2 の柱ではどのように異なっているか説明しなさい。

4. EU は加盟国に代わり安保理決議を実施しているが、安保理決議は基本権保護の原則に違反しているか（つまり、安保理決議は制裁の対象となる個人の基本権を侵害するか）という点について、EU 裁判所（EC 裁判所）は審査しうるか。

